

平成 28 年 3 月 8 日  
国 土 交 通 省

## 激甚災害指定に伴う国庫負担の嵩上げ措置を行います

国土交通省は、3月11日に国土交通省が所管する公共土木施設災害復旧事業について、基準に該当した被害が大きな17市町村に対し、激甚災害（局地激甚災害8災害※<sup>1</sup>）に対処するための特別の財政援助として、国庫負担の嵩上げ措置を実施する予定です。

## ○国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担の嵩上げ額〔試算〕

激甚災害 特例対象事業費	通常为国庫負担額 (平均国庫負担率)	特別財政援助額	嵩上げ後の国庫負担額 (嵩上げ後の平均国庫負担率)
約79億1千万円	約59億6千万円 (0.756)	約9億3千万円	約68億2千万円 (0.892)

(参考)

1. 激甚災害の指定は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(内閣府所管)に基づき、平成27年等に発生した13災害が局地激甚災害として政令指定されます。  
[閣議決定 3月8日 政令の公布・施行 3月11日(予定)]  
このうち、国土交通省所管事業に係る災害(※1)は、以下のとおりです。(8災害)

・地すべり	【平成25年9月18日～平成27年2月12日】 【平成26年3月17日～平成27年1月9日】 【平成26年8月11日～平成27年9月10日】
・風浪	【平成27年1月7日～9日】 【平成27年10月2日～3日】
・豪雨及び暴風雨(台風9.11.12)	【平成27年6月2日～7月26日】
・暴風雨(台風15)	【平成27年8月24日～26日】
・暴風雨(台風18)	【平成27年9月7日～11日】

2. 局地激甚災害に指定される対象区域は、別添のとおりで。

問合せ先

水管理・国土保全局防災課

企画専門官

戸田

災害統計係長

長澤

代表 03-5253-8111 (内線:35-754)

直通 03-5253-8458

FAX 03-5253-1607